

GIFU

岐阜県環境保全協会報

1995／第23号

平成7年3月25日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

特集 産業廃棄物処理への公共関与

HOZEN



社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内

目 次

卷頭言	公共関与の実現に向けて	岐阜県衛生環境部長 小田清一	1
特 集	産業廃棄物処理への公共関与		3
	公共関与事業について	岐阜県環境整備課	4
	岐阜県における産業廃棄物対策 の基本的課題と公共関与の在り方について (岐阜県産業廃棄物問題懇話会の提言〈要約〉)		8
	岐阜県、岐阜市の平成7年度主要事業の概要		11
協会だより	第3回理事会、各委員会の開催 他		13
特 報	阪神大震災 その災害廃棄物対策		16
行政ニュース	岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会が発足		18
	岐阜県 環境基本条例、環境影響評価条例を制定		18
会員団体の動向		恵那地域産業廃棄物処理推進協議会	20
解 説	県指導要綱に基づく諸規程の一部改正について		22
	産業廃棄物処理委託標準契約書		23
お知らせ	大臣認定産業廃棄物処理関係各種講習会の開催 他		36
編集後記			40

花フェスタ'95ぎふ 開幕迫る	15
ラブ・アースぎふ運動シンボルマーク	39

表紙写真 「再び、美となり蘇る — 廃材による美の共演 —

西濃環境整備組合温水プール「ゆーみんぐ」のモニュメント

*私たちが文化的で快適な生活を営んで行くうえで、ゴミ問題は避けて通ることができない。特に山紫水明な我が郷土を環境破壊から守るためにには、ゴミの減量化とリサイクルを積極的に推進しなければならない。こんな思いから、西濃環境整備組合が、その設置するゴミ焼却余熱利用の温水プール「ゆーみんぐ」の前庭に建立した芸術作品モニュメントです。

作者は、いずれも本県出身の新進気鋭の彫刻家で、写真的左は土田義昌氏作の「ある自然に向けての装置」、右は服部八美氏作の「卑弥呼の願い」です。

(写真提供 西濃環境整備組合)

公共関与の実現に向けて



岐阜県衛生環境部長

小田清一

日増しに寒さも緩み、新緑の季節もうすぐそこまでやってまいりました。

環境保全協会の会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、廃棄物問題に対する住民の関心は、近年、非常に高いものがあり、なかでも産業廃棄物は、排出量の増大とともに、処理施設の確保難、さらには不法投棄といった問題が、新聞・テレビを始めとするマスコミに多く取り上げられ、いやがうえでも注目の的になってきています。

こうした中で、従来からの監視・指導等の強化を中心として廃棄物行政の推進とともに、公共関与による産業廃棄物処理が、新たに廃棄物対策の柱としての期待を集めています。

岐阜県ではこうした状況を受け、平成6年3月に策定した第四次産業廃棄物処理計画の中に、公共関与による産業廃棄物処理を、今後の廃棄物対策の重点施策として位置付けるとともに、昨年の6月からは有識者や業界団体の代表者からなる「岐阜県産業廃棄物問題懇話会」を設置し、公共関与のあり方をさまざまな方向から検討して参りました。

この懇話会での検討結果は、本年1月に提言としてまとめられましたが、この中で「早期に公共関与による産業廃棄物処理事業を実施すること」が求められています。

これを受け、県では公共関与事業の実現に向け、平成7年度から準備作業に取り組むこととなりましたが、提言によれば公共関与の必要性については、次のように記述されています。

○現在、中間処理施設を含む処理施設の建設に当たっての周辺住民の同意の取得は著しく困難になってきており、中長期的にはこうした理由からの処理施設の不足を懸念せざるを得ない状況にあります。県といたしましても、将来予想される処理施設の不足に対処する上からも、公共が関与した形での処理施設の整備を進めいく必要があります。

○また、誠に残念なことではありますが、一部の処理業者による、不法投棄や不適正な維持管理に起因する社会的な問題が引き起こされていることも事実であり、このことが、産業廃棄物処理全体に対する不信感ともなっています。したがいまして、公共が関与することで、産業廃棄物処理に対する県民の信頼を確保する必要があります。

○さらに、今後建設される産業廃棄物処理施設は単に廃棄物処理を行う場所としてではなく、その安全性とともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設としての機能が強く求められています。今日の高度化する処理技術や環境保全対策など、施設本体にかかる費用とともに、地元還元施設の整備などに要する費用の増大は、こうしたものをすべて内部化した上での生業が、純粋な民間ベースではたして成り立っていくかといった問題をはらんでいます。

○一方、公共関与については、その信用力ばかりではなく、財政的な面での関与もその条件となります。この考えは「整備促進法」の基本理念でもあり、県で検討中の「地球環境村構想」

卷頭言

の中にも示されています。したがいまして、今後は、地球環境村構想の推進により、公共関与による施設整備の目標を、こうした視点からの「モデル的な施設の建設」に置き、事業を進めてまいりたいと考えております。

○また、全県域下水道化構想の推進に伴う下水道汚泥の排出等の公共事業による産業廃棄物の増大への対処、さらに資源循環型社会への転換を図るためのリサイクル対応の積極的な展開の必要性があります。

岐阜県における公共関与は、まだその緒につ

いたばかりで、事業開始までには、用地確保や運営のための組織作り、さらには建設費等多くの課題が控えています。今後、岐阜県がこうした課題に向けて事業を展開していくためには、環境保全協会の会員の皆様方のご理解とご支援が必要不可欠であり、今後とも皆様方の御協力をお願い申しあげる次第でございます。

最後に、環境保全協会並びに会員の皆様方のご発展を祈念して、巻頭のご挨拶とさせていただきます。

公共関与による廃棄物処理施設の早期実現を — 排出事業者処理責任の原則を強調 — 県産業廃棄物問題懇談会が提言

岐阜県産業廃棄物問題懇談会は、1月26日に岐阜県知事に対し「岐阜県における産業廃棄物対策の基本的課題と公共関与の在り方について」と題した「公共関与による処理施設整備の方向」について提言しました。

この提言では、今後とも増え続ける産業廃棄物に対処し「資源化を図り、環境汚染防止等の適正処理を確保するためには、公共関与による施策の推進が必要である。」しかも「この公共関与は、排出事業者処理責任の原則のうえに立った検討が必要である。」と今後の産業廃棄物対策の基本姿勢を明らかにし、次いで、処理施設整備の具体的な方策を検討し、結論として、早期に公共関与による処理施設整備を実現するよう求めています。

公共関与処理施設実現化のための検討の主要論点の内容は、大要次のとおりです。

- ① 公共関与処理施設の必要性 安全で信頼性のある処理施設の整備には、高い技術力と資本力が必要であり、これを全て民間に期待するのは現状では困難である。このため公共関与により処理施設を設置し「現下の民間処理施設の不足の補充と、今後の民間による適正処理のためのモデル施設」として位置付ける必要がある。
- ② 事業主体 国等の行財政上の優遇措置を活用するため、廃棄物処理法で定められた「廃棄物処理センター」とし、排出事業者、市町村、県の出損による第三セクターとしての民法法人が望ましい。
- ③ 建設すべき処理施設 現下の情勢からみて管理型最終処分場の設置が緊急を要するが、これとリサイクル、減量化さらには埋立処分場の延命を図るうえからも中間処理施設をも併せ持つ必要がある。
- ④ 地球環境村構想の導入 処理施設を単に安全なものにするのみではなく、より積極的に地元住民にとって快適な場所とするため、その整備にあたっては、周辺環境整備事業としての「地球環境村」整備事業構想を導入し、一体的整備を進める必要がある。
- ⑤ 建設資金 処理施設の建設資金は、排出事業者処理責任の原則から、基本的には排出事業者が負担すべきであるが、この原則を踏えつつ排出事業者、県、市町村の負担、支援と各種の補助金、制度融資を活用する。

以上の提言を受けた県は、早速、平成7年度の事業計画において、処理施設建設の適地調査、公共関与事業の主体となる財團法人の設立準備、さらに地球環境村の実現に向けた施策に取り組むことになりました。

公共関与による産業廃棄物処理事業の実現は、我々協会設立以来の念願でありましたが、今、ようやくその第1歩を印したと言えます。しかし、今後、用地の選定と取得、莫大な建設資金の調達等多くの課題が山積しています。

我々協会としても、県の今後の施策の推進に協会としての立場から最大限の協力をして行かなければなりません。会員の皆さんのご理解とご協力が必要あります。

そこで、本号では、巻頭に県部長さんから今後の県の公共関与施策推進の方向をお示しいただき、環境整備課からは、「公共関与」についての正しい理解を得るために「公共関与とは何か」について解説をいただき、さらに提言文（要約）を掲載し公共関与に関しての特集としました。

公共関与について

廃棄物処理センター建設に向けて

岐阜県衛生環境部環境整備課

1. はじめに

今日、産業廃棄物行政の最大の関心は、公共関与にあるといえる。

産業廃棄物は、排出量の増大とともに、施設の確保難さには、不法投棄などの不適正処理が後をたたず、各県ともその対応に苦慮している。

こうした中で、公共関与による産業廃棄物の処理が、新たな産業廃棄物対策の柱として期待を集めできている。

この背景には行政側に、現在の産業廃棄物対策が、監視・指導を中心とした従来の手法だけでは手詰まり状態になってきており、こうした状況を開拓するには、もはや公共関与しかないといった認識がある。

今日まで、公共関与による産業廃棄物処理を手掛けていなかった本県でも、昨年の6月から、有識者や業界の代表者等からなる「岐阜県産業廃棄物問題懇話会」を設置し、産業廃棄物対策の基本的課題と公共関与の在り方について検討を行っており、ようやくその第一歩を踏み出した。

その最終的な結論は本年1月に懇話会から知事に提言されている。この概要については、後ほど説明するが、会報本号の8~10頁には提言の要約が掲載されているので参照願いたい。

したがって本稿では、こうした現状を踏まえながら、提言の内容を基に、本県での公共関与事業の進め方を検討したい。

2. 他県での公共関与

公共関与による産業廃棄物処理事業の歴史は意外に古く、東海地方でも三重県の環境保全事業団などは、昭和52年の業務開始以来、約20年間にわたり最終処分を中心に県内産業廃棄物の処理を行ってきており、愛知県でも2つの財團が同様の事業を行っている。また、全国でも、すでに20あまりの都道府県で公共関与事業が実施されており、さらに10を下らない県で、その実現に向けた具体的な取り組みがなされている。

次に、現在の産業廃棄物処理の仕組みの中で、公共(県)がどの様な役割を担っているかを見るとともに、これから公共関与の展開の在り方を検討したい。

3. 行政の役割と公共関与

公共関与という場合、一般に、「公共による産業廃棄物処理」を指す。しかし、これまで公共が担ってきた役割も、ある意味では公共関与の一形態として考えることができる。公共には、産業廃棄物処理のサービスの供給者(公共関与による産業廃棄物の処理)であるまえに、廃棄物の発生から処分までを管理し、さらに、この流れが円滑に進むための、コーディネーターとしての役割(関与すること)がまず第一に求められる。したがって、こうした視点から、公共の関与の仕方や程度に応じて公共関与を整理すると、

1. 規制型

2. 支援型

3. 給付型

の3形態に分類することができる。

この分類は、一般的なものではないかも知れないが、行政も含め、公共関与というものの役割を明確にする上で参考になると思うので、次にその内容を説明したい。

(1) 規制型の公共関与

規制型の公共関与は、法律の直接的運用によって公共（県、保健所設置市）が産業廃棄物の処理等に関与するもので、機関委任事務として位置付けられた内容の多くがこれにあたる。

その性格は、行政側の判断で、相手方（排出事業者、処理業者）に対し義務等を課すことのできる公権力の行使といった内容で、処理業の許可、処理施設の設置許可、さらに監視・指導や改善命令、措置命令などがこれにあたる。

(2) 支援型の公共関与

支援型の公共関与は、民間主体の産業廃棄物処理を前提として、これが円滑に進むよう、公共が側面からの支援を行うものである。

その例としては、指導要綱、各種技術指針の作成、処理技術の研究開発、普及・啓発活動等がある。さらに、産業廃棄物処理計画などの行政計画の策定もこれに含まれる。

(3) 給付型の公共関与

給付型の公共関与は、公共が財團法人や株式会社といった形で産業廃棄物処理事業に参画していくもので、一般的に「公共関与」といった場合にはこのことを指し、内容としては公共による産業廃棄物処理の「サービス」の給付を目的としている。この給付型の公共関与には、民間の行う処理を補完する立場からその役割を果たすことが期待される。

4. 公共関与の今後の展開

以上、公共関与を広くとらえた場合の三つの形態について説明してきた。本県としては、規制型

及び支援型の公共関与は、行政本来の業務でもあり、さらに今後も、産業廃棄物の適正処理を推進する上での中心的役割を果たすことから、法律の改正や社会情勢の変化にあわせた内容の見直しを行い、一層の充実を図ることとする。

一方、給付型の公共関与（以下、単に「公共関与」という。）は新たに手掛けなくてはならない課題である。

次からは、公共関与を具体的に検討する。このため、まず公共関与支援のための制度的枠組みを概観し、ついで、提言の内容から、その在り方にについて見て行く。

5. 国の公共関与支援策

産業廃棄物を適正に処理する上で、処理施設の確保は最も重要であるが、一方で、施設建設に伴う生活環境の悪化への不安などから、全国で建設反対の住民運動が起こり、その確保がますます困難になってきていることは先にも述べたとおりである。したがって、都道府県はもとより、産業界においても施設整備に対する国の積極的な支援策を求める声が高まってきたことから、国は平成3年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律を改正し「廃棄物処理センター」の制度を設けるとともに、あらたに「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」（以下、「整備促進法」という。）を制定し、公共関与推進のための制度的枠組みを整備した。

この両制度については、廃棄物関係の雑誌等で紹介されているので、ここでは概要にとどめる。

(1) 廃棄物処理センターについて

この制度は、地方公共団体と民間事業者が共同で設立した民法上の公益法人を厚生大臣が「廃棄物処理センター」として指定するとともに、財政上、税制上の優遇・特例措置を講ずるといった支援策を定めたものである。

この制度が設けられたねらいは、公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民

間の資本、人材、ノウハウを活用して不足している産業廃棄物処理施設等の施設整備を促進することにある。

(2) 整備促進法について

廃棄物処理センターの制度が、公共が産業廃棄物処理を行うための組織についての制度であるのに対して、処理施設の建設自体を支援する制度が、「整備促進法」であるといえる。

この法律では、一定の要件を満たす施設群（特定施設）の整備計画を厚生大臣が認定すると、この施設の整備に伴い生活環境が著しく変化すると認められる地区について、知事が、「特定周辺整備地区」として指定することができ、この地区的公共事業を重点的に行っていくことを規定している。

さらに、この特定施設のうち、一定の要件を満たすものについては、「特定債務保証施設」として、その建設に要する費用に対し、国が政策融資や税制上の特例措置等を講ずることになっている。

(3) 両制度の本県での位置付け

本県としては、この両制度が公共関与を推進する上での両輪として極めて重要であるとの考え方から、その積極的な活用を図ることとしている。

したがって、廃棄物処理センター制度については、国がすべての都道府県に廃棄物処理センターの設置を目指していることもあり、財團設立後早い段階で指定を受けることを予定している。

また整備促進法については、事業計画の上で、政府系金融機関からの融資が必要不可欠であることから、特定施設の整備計画の認定とともに「特定債務保証施設」を前提とした施設整備を予定している。

6. 懇話会からの提言

最初にも述べたように、県では昨年の6月から、岐阜県産業廃棄物問題懇話会を設置し、公共関与の基本的な在り方について検討を進めてきたが、本年1月に、その検討結果が提言としてまとめら

れている。この内容は、今後、県が公共関与事業を進める上での指針となることから、次にその概要を紹介する。

(1) 公共関与の必要性

本県でも処理施設の不足は、産業廃棄物の適正処理の確保する上での障害になりつつあるが、この問題は、将来さらに深刻になることが懸念されている。この理由としては、住民の産業廃棄物に対する不信感や、中小零細企業の資金力等の不足による施設建設の遅れなどが原因として指摘されているが、提言では、こうした処理施設の不足の補完を、公共関与の第一の役割としてあげている。このことはまた、県内産業のインフラ整備として重要なとも述べている。

さらに、処理施設のアメニティ化を進めるためには、福祉施設等をはじめとする公共施設との一的な整備が必要であることから、このための公共関与の役割も求めている。

また今後、著しい増加が予測されている下水道汚泥に関しても、公共関与による処理が必要であるとしている。

(2) 公共関与の原則

県は、廃棄物対策の基本理念として、「廃棄物・リサイクル」の五原則を掲げている。したがって提言では、公共関与事業の実施にあたっても、この五原則を堅持するよう求めている。

(3) 事業主体

提言では、公共関与を進めるための事業主体について、次のような考えを示している。

公共関与による廃棄物処理事業の形態としては直営方式とセクター方式がある。直営方式については、排出事業者処理責任の原則に照らして、事業主体として好ましいとはいえない。したがって、基本的にセクター方式を採用することになるが、これにも、公共のみの出資からなる第一セクターと公共と民間の出資からなる第三セクターがある。また、セクター方式の法人形態にも、財團法人、社団法人、株式会社の3形態がある。

公共関与の事業主体として、どの種の形態を採用するかは、岐阜県での公共関与が廃棄物処理センターの指定を前提としていることから、第三セクターの財團法人を採用するのが望ましいとしている。

(4) 施設整備の在り方

公共関与事業で、どの様な施設を整備するかは建設費や県内処理業者に与える影響が極めて大きい。したがって、その決定にあたっては、十分な検討が必要である。

提言では公共関与に対し、不足している（又は不足が予測される）施設の補完とともに、民間の手本となるモデル的な施設の整備を求めている。そのための基本的な考え方として、

- ①可能な限り高いレベルの処理技術の採用
- ②中間処理から最終処分までを行える総合的な施設としての整備
- ③マニフェストシステム等による、厳重な受入体制の整備
- ④安全性を徹底的に追究した処理施設の整備
- ⑤施設のアメニティ化

を示している。

(5) 個別施設の整備方針

提言では、個別施設の整備についても一定の考え方を示している。

最終処分場は、その建設までに長時間を要することもあり、計画的な施設整備の必要性を指摘しており、一方、中間処理施設・リサイクル施設については、廃棄物の資源化・減量化の上からの整備を積極的に進めるよう求めている。

(6) その他

その他、この提言では、処理センターの機能、安全対策、民力の活用、住民意見の尊重、さらに建設資金等についても触れているが、その詳細は省略する。

8. 終わりに

公共関与事業の実現は、本県の産業廃棄物行政の長年の課題であり、現在、ようやくその緒についたばかりである。

提言では、公共関与事業の早期の実施を求めておりが、事業開始までには、用地選定、財團設立、用地取得、建設費の確保といった、どの一つをとっても非常に困難な課題が待ち受けている。岐阜県としては、こうした課題を一つ一つ乗り越えながら、公共関与事業の実現に向け取り組む所存である。

環境保全協会会員各位の、ご理解とご支援をお願いするしだいである。

岐阜県における産業廃棄物対策の基本的課題と公共関与の在り方について（要約）

岐阜県産業廃棄物問題懇話会提言

1. 岐阜県における産業廃棄物対策の基本的課題

(1) 現状と問題点

県内で排出される産業廃棄物（農業廃棄物を除く）は455万tと推定されるが、中間処理施設整備の遅れ等から発生量に対する資源化・減量化率（73%）は全国平均（82%）を下回っている。

最終処分量は、県内発生分78万tと県外移入分39万tと合わせて117万tと極めて多い。

一方、最終処分場の設置は、住民の反対等で極めて困難な状況にある。このため、最終処分場は、今後2～3年のうちに不足する事態も予想され、これを放置すると不法投棄等の不適正処理が増加する恐れがある。

(2) 産業廃棄物を巡る最近の動向（略）

（平成3年度以降今日までのリサイクル法の制定、廃棄処理センターの法定等の法制度整備の状況が述べられている。）

(3) 産業廃棄物対策の基本

本県の産業廃棄物対策の基本は、①資源化・減量化の推進、②環境汚染防止と安全性の確保、③処理施設の安定的確保、④地域内処理体制の推進にある。これを前提に従来の監視・指導を中心とした産業廃棄物行政施策から廃棄物処理センターの設置等産業廃棄物処理への公共関与等の施策をも併せもつ方向への転換が必要である。この場合の「公共関与」も排出事業者処理責任の原則のうえに立った検討が必要である。

（4）災害時における処理体制の整備（略）
（震災等の災害発生に備えた廃棄物処理にかかる危機管理体制の検討の必要性について述べられている。）

2. 岐阜県における公共関与の基本的考え方

(1) 公共関与の必要性

処理施設の不足は深刻な状況にある。こうした状況に至った要因は、住民側からみると処理施設の安全性への不安、地域外から搬入されることへの不快感等が挙げられる。排出事業者側の要因としては、廃棄物の処理コストが、製品価額に転嫁出来ない現在の市場機構等の理由で中間処理が進んでいない。また、処理業者側の要因としては、環境に配慮した適正処理を遂行するに必要な資本力、技術力が備わっていないこと等が挙げられる。

こうした状況に対処し、資源化を図り、環境汚染防止等安全面に配慮した適正処理を行い、地域に受け入れられる施設の建設には技術力、資本力、信頼性等の高い総合力が求められるが、これを排出事業者や処理業者だけに依存していくは進展が期しがたい現状にある。

このため、処理施設の不足の補完と、モデル的施設としての公共関与による処理施設を建設し、今後とも大量に排出される廃棄物の処理施設の安定的確保と、排出事業者、処理業者の処理水準の向上を促進する必要がある。

(2) 公共関与の原則

本県における公共関与は「廃棄物・リサイクル五原則（リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政）」に沿って進められるべきものであるが、公共関与による処理施設整備は、あくまでも「処理施設の不足を補完するものであり、かつ、その施設を適正処理のモデル的施設」として位置付け、排出事業者への適正処理の指導、優良な処理業者の育成と相俟って、今後の民間による産業廃棄物処理施設整備に対する住民の理解の促進に役立てる必要がある。

3. 公共関与事業を進めるための具体的手法、方向

(1) 事業主体等

公共関与事業を実施する事業主体は、地方自治体の直営方式、自治体と民間の共同出資による第三セクター方式等種々の形態が考えられるが、最近は、産業廃棄物処理の排出事業者処理責任の原則を堅持しつつ公益性を發揮でき、関係事業者の参加により民間の技術、ノウハウが活用できるメリットから、第三セクター方式が主流となっている。

本県の公共関与の事業主体は、廃棄物処理法に定められている「廃棄物処理センター」としての指定を受け、各種の財政上の優遇措置が適用できる民法上の公益法人による第三セクター方式が望ましい。

法人の設立にあたっては、その基本財産の構成は、排出事業者処理責任の原則を前提として排出事業者からの出損と、その事業の公益性から市町村、県からの出損による必要があるとともに、これら出損関係者の意見を充分に反映させる必要がある。

(2) 施設整備の基本的考え方

公共関与による処理施設の整備にあたっては、施設本体、その管理体制、周辺環境への配慮など、今後の民間処理施設のモデルとなり、

一般住民の産業廃棄物処理に対する不信感を払拭できるような施設を目指さなければならぬ。

また、施設は、そこで廃棄物の一元的処理ができるという観点から、①高レベルの処理技術を採用し、資源化・減量化に資する。②中間処理・リサイクル施設、最終処分施設を備えた総合的施設とする。③受入れ廃棄物の厳重なチェックシステムの整備。④高度な環境保全対策を構する。⑤施設周辺の美化、施設からの余熱等を利用した複合施設づくりなど、周辺まちづくりに積極的に貢献すること等を基本として臨まなければならない。

処理施設の設置は、当面、モデル的施設として県内1か所とし、今後は、民間処理施設の設置状況を見極めながら複数設置の必要性を検討するものとする。

(3) 個別処理施設の整備方針

ア 最終処分場

現下の情勢から最終処分場の設置が必要不可欠である。

最終処分場としては、安定型、管理型、遮断型に分けて考えられるが、安定型は民間設置の処分場で対応ができるものと考えられる。

管理型処分場は、施設管理に高度な技術を要し、埋立て終了後も長期の管理が必要とされることなどから、公共関与事業により設置することが望ましい。

遮断型処分場については、地域内処理の原則に照らし、公共関与による設置が望ましいが、今後の検討が必要である。

イ 中間処理・リサイクル施設

中間処理・リサイクル施設は、資源化・減量化のうえからも、結果として埋立処分量の削減のうえからも必要な施設であり、公共関与によって整備をする必要がある。特に、現在その施設が少なく県外処理に依存している

特 集

廃酸、廃アルカリの中和処理などについては、県内処理の推進の立場から積極的な取組みが必要である。

さらに、県内のリサイクル産業の育成、振興の視点から、リサイクル技術、情報等の提供機能の付与も検討すべきである。

(4) 処理センターの機能

廃棄物処理センターの機能としては、廃棄物の検査、監視、技術指導、情報管理、試験研究等の機能についても検討する必要がある。

(5) 地球環境村構想（周辺施設への配慮）

近年、廃棄物処理施設の建設にあたっては、地域融和施設として、焼却施設の余熱利用の温水プール等を併設するケースが増えてきているが、今日では、それのみでは処理施設建設の地域受入れが困難となっている。

こうした状況に対して、より積極的な地域融和の施策として、現在、県では「地球環境村構想」の検討を行っている。この構想は、廃棄物処理施設の設置にあたって、その処理施設を核としてその周辺に福祉、医療、生涯学習、スポーツ、文化等の各種施設を複合的、有機的に配備することにより、良好な生活環境の保全と、地球環境への負荷の軽減を図り、多くの人が集まり、楽しく遊べる、地元住民にとって快適な場所としての整備を目指すものである。

公共関与の処理施設整備にあたっても、この地球環境村構想を積極的に取り入れるべきである。

(6) 安全対策（略）

〈処理施設建設にあたっての安全対策への配慮について述べられている。〉

(7) 民間活力の活用

公共関与による中間処理・リサイクル施設の整備、維持管理には、民間企業の技術力、ノウハウを活用することも必要である。一部の事業については民間企業と共同で実施することも検討する必要がある。

(8) 住民意見の尊重

廃棄物処理センター制度化の理由には「施設整備に公共が関与することにより住民の信頼を得る。」ことが挙げられている。施設建設にあたっては、地元住民等の充分な理解を得ることが必要である。

(9) 建設資金

施設の建設資金は、排出事業者処理責任の原則に基づき、基本的には処理施設から便益を受ける者が応分の負担をすべきであるが、多額の資金の全てを企業に求めることは、現在の経済情勢では極めて厳しいといえる。

従って、受益者負担の原則を踏まえつつ、事業の公共性の側面も踏まえ、県及び市町村の財政面での積極的な支援と、各種の補助制度や政策融資等を積極的に活用することで、事業者等の負担の軽減を図る必要がある。

4. 終わりに

以上、本県における産業廃棄物対策の基本的課題と公共関与の在り方についての基本的な考えについて検討を行ったが、現在の産業廃棄物を取り巻く状況から、本県においても、早期に公共関与による産業廃棄物処理事業を実施するよう提言する。

（要約文責 事務局 武藤）

岐阜県 平成7年度主要事業の概要

岐阜県衛生環境部環境整備課

はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、(平成4年7月4日施行) 廃棄物処理センターに関する規定が盛り込まれましたが、県においても、この制度の活用を具体的に検討する段階となっていました。平成7年度には、廃棄物処理センターが設置する処理施設の適地調査を実施することになりました。

また、廃棄物の量の増大及び質の多様化に対応するため、減量化・リサイクルの推進に繋がる各種事業を計画しております。

以下、県における平成7年度事業計画の中から産業廃棄物に関する主なものについてその概要を紹介します。

1. 地球環境村構想推進事業

廃棄物処理施設の安定的な確保の必要性は認めながらも、地元での建設には反対するという事例が多く、根底には廃棄物処理施設につきまとう「迷惑施設」といった意識があります。

これら廃棄物処理施設を受け入れる市町村等に対し、処理施設の安全性等の理解を求めていく必要があります。

このため、平成6年度にとりまとめた地球環境村(廃棄物処理施設を核として、リサイクル、余熱利用、地球環境問題に関する研究等を行い、周辺に福祉、医療、文化、スポーツ等の施設を複合的・有機的に整備することにより、地域の良好な生活環境保全及び地球における環境への負荷の減少を図る地域)構想をもとに「財團法人地球環境村ぎふ」の設立に向けての準備事務、全市町村を

対象とした適地調査、地域計画の策定等の事業を実施します。

また、岐阜県産業廃棄物問題懇話会の提言を受けて廃棄物処理センターの設置に向けて処理施設の候補地調査を実施します。

2. リサイクル対策の推進

(1) リサイクルボランティア養成講座開催

市町村等においてリサイクル活動の中心となっている者を対象に、廃棄物・リサイクルに関する講座を開催し、地域においてリサイクルを推進する者を養成します。

(2) 建設木くず木炭化再生利用調査

木くずの木炭化について、その具体的な利用法を調査し、建設木くずの一層の有効利用の促進、特に河川浄化材としての活用を図ります。

(3) 地域環境まつり'95の開催

リサイクルをテーマとしてリサイクル楽市楽座、ゴミ減量化・再生利用セミナー、各主リサイクル関連展示等のイベントを開催し、リサイクル社会の実現を目指します。

3. 産業廃棄物最終処分場閉鎖指針の作成

管理型最終処分場は、埋立処分終了後においても浸出水などが安定するまで、一定期間処分業者が適正な維持管理をすることとされていますが、最終処分場が安定したかどうかを判定するための資料とするために指針を作成し、産業廃棄物の適正処理に活用します。

4. 産業廃棄物対策基金造成費補助金

産業廃棄物の処理過程における不測の事態への

対応及び環境汚染の防止を目的に、社団法人岐阜県環境保全協会が3億円の基金を造成していますが、将来の目標額である10億円達成を目指して基金に対して助成します。

なお、県の助成は、市町村、処理業者、排出事業者による同基金へ出資がその前提となっていますので、会員の皆様方の御協力をお願いいたします。

岐阜市 平成7年度主要事業の概要

岐阜市生活環境部環境総務課

1. はじめに

廃棄物問題については、最終処分場や中間処理場の確保難、不法投棄などの不適正処理が後を絶たず、大きな社会問題となっております。

岐阜市としましても最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の立地がますます困難となる中で、環境の快適性の創造や保全を図っていくとともに適正な処理のできる施設の確保や拡充に努めております。

以下、本市における産業廃棄物に関する事業計画の主なものを御紹介します。

2. 適正処理の推進

マニフェストの不正使用等産業廃棄物の不適正処理は後を絶ちません。立入検査等を通じ排出業者及び処理業者による産業廃棄物が適正に処理されていることを監視し、適正処理の推進を図る。

(1) 公共工事（岐阜市発注）から発生する産業廃棄物の適正処理の推進

岐阜市が行う公共工事から発生するすべての産業廃棄物について、処理計画書を作成し適正処理の推進を図る。

更に、公共工事から発生する建設廃材、木くずを中心に、できる限り再（生）利用を行うよう指導する。

(2) 野焼き防止の指導

木くず等の野焼きが多く見られ、苦情が絶えない状況である。そのことが廃棄物処理全体に

対する不信感をもたらしている一因となっています。そこで、適正処理が行われるよう厳しい措置で臨む。

- (3) P C B 使用電気機器保管事業所の指導
P C B の適正保管について指導する。
- (4) 特別管理産業廃棄物排出事業所及び特別管理産業廃棄物を取り扱う処理業者の指導
- (5) 排出事業者の指導
立入検査等により産業廃棄物の適正な処理が行われるよう指導に努める。また、排出される産業廃棄物について適宜溶出試験を行う。
- 多量に産業廃棄物を排出する事業場（年間排出量1000t以上）を対象に産業廃棄物処理計画の策定指導を行う。
- (6) 処理業者の育成指導
優良な処理業者の育成指導を図る。
- (7) マニフェストの使用徹底
- (8) 不法投棄の防止

3. 廃棄物処理体制の整備

- (1) 業界団体の育成指導
処理業者の団体である(社)岐阜県環境保全協会へ未加入の処理業者に対し加入促進を図る。
- (2) 産業廃棄物処理推進協議会の育成指導
- (3) 産業廃棄物情報管理システムの見直し。

4. その他

最終処分場周辺の井戸水検査

第3回理事会

2月28日(火)午前10時から岐阜市蔵田東の「サンレイラ岐阜」において平成6年度第3回理事会が開催されました。

この理事会では、次回の第11回通常総会に提案する平成7年度の事業計画案と一般会計、産業廃棄物対策基金特別会計の予算案の審議が主な議題で、併せて協会の表彰要綱に基づく平成6年度の優良会員等の被表彰者の選考が行われました。

提案された議案は、下記のとおりで、いずれも全会一致で承認され、事業計画案と予算案については、3月22日開催の第11回通常総会への提案が決定されました。また、優良会員等の被表彰者は15人(社)が決定され、同総会の席上で表彰されることになりました。

特に、事業計画案では、第2号議案として岐阜県産業廃棄物対策基金の第2次造成計画案が提案され、平成7年度から、既積立額3億円に7億円を上積し、10億円積立てに向けた造成事業を実施する案が承認され、次回総会に提案されることになりました。

産業廃棄物対策基金の造成は、平成2年度から着手し会員のご協力と県、市町村のご支援により、平成4年度末には当初目標の3億円を達成したところですが、昨今の環境保全に対する住民意識の高まりから処分場の設置は困難をきわめ、加えて1月の阪神大震災等の被害による処分場の安全性への不安も一層高まることが想定されるような状況から、このほど県の指導のもとに、早期に基金積立額を10億円にすることが検討され、第2号議案として提案されたものであります。

事業の内容は、上積分の7億円のうち半分を県、市町村の補助金に仰ぎ、半分については協会で積立てことになりますが、今回の理事会(従って第11回通常総会)では、先ず、事業実施の承認を得ることにし、これに必要な予算措置は、県、市町村の補助金の執行決定等をまって、その年度割、

額等を確定してから行うものであります。

議案

- 第1号議案 平成7年度事業計画案について
- 第2号議案 産業廃棄物対策基金第2次造成計画案について
- 第3号議案 平成7年度一般会計予算案について
- 第4号議案 平成7年度産業廃棄物対策基金特別会計予算案について
- 第5号議案 平成6年度優良会員等被表彰者の選考について
- 第6号議案 第11回通常総会の開催について
- 第7号議案 新規加入会員の承認について

各委員会の開催

平成7年度に向けた各委員会所掌事業の事業方針や当面の諸事業についての協議、検討を行うため、各委員会がそれぞれ、次のとおり開催されました。

これら委員会で協議、決定された平成7年度の事業方針は協会の事業計画、予算案に盛り込み、第11回通常総会に提案すべく第3回理事会で審議されたことは、前掲のとおりです。

広報編集委員会

1月23日(月)午前10時から第4回委員会として開催。

この会議では、会報は従来どおり定期刊4回、増刊1回の発行とするが、定期については各号についてページ数を4ページ程度増やし、盛り込む情報量を豊かにする。また、一般啓発としては、より広く県民に届くメディアの活用を図る。ことが協議決定されました。

適正処理委員会

1月23日(月)午後1時から第5回委員会として開催。

この会議では、新年度から県が実施する公共参与による処理施設整備に関する事業を協会の立場から促進するための事業展開と、また、県が新年

度に発足させる「不法処理防止連絡協議会」への協力方策等が協議されました。

研修指導委員会

1月24日(火)午後1時から第5回委員会として開催。

この会議では、今後の廃棄物処理の主要課題となる中間処理、リサイクル技術の開発、修得を目指した調査、研究事業の充実と、従来のウェステック等の視察、研修をより広い会員を対象として実施すること等が協議、決定されました。

総務委員会

2月8日(木)午前10時から第3回委員会として開催。

この会議では、この会議に先立って開催された各委員会で検討されたそれぞれの事業方針を集約検討し、協会としての平成7年度事業計画案、予算案とすることが協議、決定されました。

また、この会議では、平成6年度の優良会員等表彰の被表彰候補者の予備選考が行われました。

平成6年度の大蔵認定各種講習会の全日程終る

2月に2回にわたって実施した産業廃棄物処理業許可講習の新規収運課程講習会の終了をもって平成6年度の本県実施分の大蔵認定各種講習会の日程を全て終りました。

講習会の実施状況は、次のとおりでした。

種 別	開催期日	受講者 人	会 場
産廃新規 処分課程	6.8.2~5	152	
特別管理	6.10.4	201	
産業廃棄物 管理責任者	6.10.5 6.10.6 6.10.7	198 169 135	サンレイラ 岐阜
産廃新規 収運課程	7.2.14~15 7.2.16~17	149 149	
受講者計		1153	

新入会員の紹介

2月28日の理事会で次のとおり新入会員が承認されました。

〈正会員〉

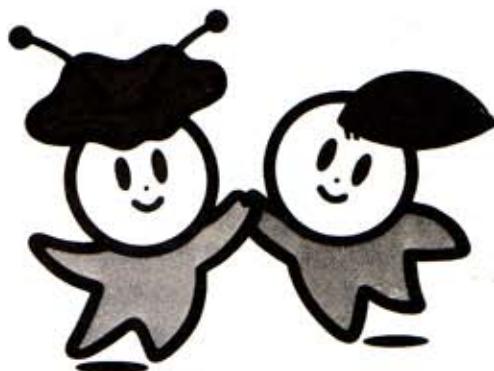
会員名	代表者	所在地	業区分	備考
(株)リサイクル大輝	小西輝幸	加茂郡坂祝町取組253番地	中間処理	
(株)土屋組	土屋和美	大垣市神田町2丁目55番地	タ	賛助会員から移籍

〈賛助会員〉

会員名	代表者	所在地	備考
コマツ岐阜(株)	丹羽信弘	各務原市各務西町4丁目303番地の7	

上記の新入会員で会員数は、正会員179人、賛助会員44人、特別会員8人の計231人となりました。

花の万博5周年記念
花フェスタ'95ぎふ



テーマ／未来へ一花・夢・人

百万株の花かざり

楽しいイベントがいっぱい！

開幕迫る

会期／平成7年4月26日～6月4日

会場／県営可児公園（花トピア）

— 可児市瀬田 —

阪神大震災

全産連 対策本部を設け、支援体制を固める

災害廃棄物は1,100万tにのぼる

— 大阪湾フェニックス計画センターで緊急処分 —

1月17日早朝に発生した兵庫県南地震は、僅か20秒足らずの間に、5,300余人の尊い人命を奪い、30万人を超える被災者と壊滅的な都市破壊をもたらしました。

犠牲者のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復興を願わずにはいられません。

被災地では、目下、懸命の復旧作業が続けられており、今回の震災を教訓とした強固な都市づくり計画の策定も行われています。

この震災では、推定1,100万t（800万m³）の災害廃棄物が発生し、その除去、処理は困難をきわめ、廃棄物の仮置場では大規模な「野焼き」が行われ、或いは倒壊建築物の解体作業からは大量のアスベストが飛散するなど、環境問題がかすむような「緊急避難」的な事態が生じていることを新聞、テレビ等は報じています。

この震災に対し、全国産業廃棄連合会は、1月20日に事務局に「兵庫県南部地震被災対策本部（本部長鈴木全産連会長）」を設置し、大阪府産業廃棄物協会事務局に「同被災地域本部（本部長濱野大阪府協会会長）」を置き、この両本部が連携し会員が持つ資・機材の提供や要員派遣等による復旧支援にあたることになりました。

当面の対応として、①被災地での復旧支援体制の準備、②被害を受けた会員企業の処理施設での廃棄物処理への協力、③被災協会、会員に対する見舞金の贈与、④被災地の協会、会員の状況把握等を行うこととし、今後の対応としては、業界の持つ専門業者として技術、ノウハウを活かし、

業界挙げての復旧支援活動を行うことを確認しました。

一方、1,100万tにのぼる莫大な瓦礫等の災害廃棄物の処理については、1月26日厚生省、運輸省、建設省の三省連絡会議が設置され、莫大な廃棄物の円滑な処理方策について調整、協議されることになりました。

そこでは、早速、①災害廃棄物の発生量は、1,100万t程度が推計される。②廃棄物の処分空間は、大阪湾フェニックス計画埋立処分場、大阪湾等の港湾整備事業関連の海面処分、近隣自治体の既存処分場等、発生量の2倍程度の空間がある。③しかし、これら処分空間への埋立ては、それぞれの空間の平常ベースを乱すような偏りを避け、また、それら処分場が今後の都市生活、生産活動に不可欠であるため、災害廃棄物といえども可能な限りの減量化、リサイクルに努めること等が協議、確認されました。

これを受けて、運輸省では、早速、緊急の復旧事業に伴い発生する瓦礫等を対象として大阪湾フェニックス計画処分場で受け入れることとし、既に受入れを開始しました。今後、必要に応じて港湾整備事業関連での処分空間の確保に努めることとしています。

また、厚生省も被災地周辺の既存処分場の延命のため、近畿圏だけでなく、その周辺地域の自治体にも災害廃棄物の受入れ要請を行うこととしています。

〈注〉大阪湾フェニックス計画

増え続ける廃棄物と、その処分空間の確保難に対処するため、海面上に長期的、安定的かつ、広域的に廃棄物処分場を確保し、その結果新しい土地を生みだし、廃棄物の適正処理と港湾活動や産業活動の活性化に寄与する目的で、昭和56年に広域臨海環境整備センター法が制定され、この法律に基づき、厚生大臣から「広域処理対象区域」の、運輸大臣から「広域処理場整備対象港湾」の指定を受け「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立された。

このセンターが行う廃棄物の海面処分と土地造成の事業が大阪湾圏域広域処理場整備事業であり、この事業を「大阪湾フェニックス計画」と称している。

フェニックス計画による埋立処分場は、尼崎沖と泉大津沖の二ヶ所に設定され、尼崎沖埋立処分場は、面積113ha、総埋立容量は廃棄物、

浚渫土等を含め1,500万m³で、平成2年から埋立てが開始された。泉大津沖埋立処分場は、面積203ha、総埋立容量3,000万m³で、平成4年から埋立てが開始された。

この両者の埋立てが完了した暁には、316haの広大な土地が出現する壮大な計画である。

また、このフェニックス計画による廃棄物の受け入れ区域は、近畿2府4県にわたり、この圏域の大半にあたる149市町村の広大な区域に及び、この区域から発生した一般廃棄物、産業廃棄物が湾岸5ヶ所の基地から最大積載量1,200m³のバージ船により埋立地に運ばれ埋立処分されている。

なお、前述の三省連絡会議の検討結果によると、両埋立地の震災時現在の埋立残容量は、尼崎が400万m³、泉大津が1,100万m³とされている。

県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会 平成7年度から発足

岐阜県では、平成7年度から、産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を発足させることになりました。

この協議会は、最近における産業廃棄物の増大、最終処分場の不足等による不法投棄等の不適正処理が後を絶たない状況にかんがみ、産業廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止と、これら事犯に対する迅速かつ的確な対応を行い、県民の快適な生活環境の保全を図ろうとするもので、県、岐阜市、県警、当協会の四者で構成されることになります。

今後、不法投棄防止のためのパトロール、広報啓発活動、不適正処理防止に関する施策の調整等の活動が推進されます。

この協議会の設置は、厚生省の指導によるもので、国レベルでは厚生省、警察庁及び全産連によって設置され、都道府県においても設置されつつあります。

組織、事業の概要は次のとおりです。

1 名 称

岐阜県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会

2 事 業

- (1) 産業廃棄物の不適正処理、不法投棄事犯防止等に関する諸施策の推進
- (2) 産業廃棄物処理業からの暴力団排除に関する情報の交換
- (3) 産業廃棄物不法投棄事犯防止等に関する広報啓発活動
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

3 会 員

岐阜県環境整備課、岐阜市環境総務課、岐阜県警察生活保安課、同暴力対策課及び当協会の各担当課長等

4 事 務 局

岐阜県環境整備課

県 環境基本条例、環境影響評価条例を制定 基本条例は4月から実施

岐阜県では、この3月県議会において「環境基本条例」とこの条例に基づく「環境影響評価条例」を制定しました。

環境基本条例は、国の環境基本法を踏えているものの、単に自然環境の保全ということにとどまらず、21世紀に向けて、より積極的に豊かで快適な環境を創出し「日本一住みよいふるさと岐阜」

の実現を目指そうとするもので、「県民総参加により豊かで快適な環境を保全、創出し、将来の世代にまで継承する。」という決意表明の前文と、地球環境保全施策の推進、環境教育、環境ボランティア活動の推進など特色ある本文3章、31箇条から構成されています。

この基本条例は、公害防止条例、自然環境保全

条例等の県の現在の環境関係条例全ての上位条例とし、また、国の環境関係法による諸施策と併せ、本県内における環境保全施策の総合的、かつ計画的な推進を図るものとされています。

この環境基本条例は、平成7年4月1日から施行されます。

また、環境影響評価条例は、前述の環境基本条例を受けて制定されたもので、豊かで快適な自然環境を次世代へ引き継ぐため、開発にあたっては開発と環境との調和、環境汚染の未然防止のための手段としての環境影響評価(環境アセスメント)を大幅に実施することを定めた条例です。

環境アセスメントは、これまで、国においては、開発関係の個別法や、閣議決定により国が関与する特定の開発事業に実施されており、本県においては行政指導としてゴルフ場等一部特定開発事業で実施されていたにすぎなかったが、この条例によって対象となる開発事業は大きく拡大されました。

この条例による環境アセスメントの実施は、事

業地の標高差による基準の導入、景観への配慮、住民意見の重視等本県の地域性等が考慮されているのが特色です。また、実施対象事業もその規模によって第1種、2種に区分され、2種事業については手続き等が簡略化されています。

今後、規則等によって対象となる事業、国が行う開発事業との調整等が定められることになります。

この環境影響評価条例は、平成8年4月1日から施行されます。

対象事業

①土地開発、②道路建設、③ダム等建設、④堰建設、⑤鉄道建設、⑥飛行場建設、⑦廃棄物最終処分場建設、⑧廃棄物処理施設建設、⑨工場建設、⑩電気工作物建設、⑪研究所建設、⑫高層建築物等建設

参考、現在の対象事業

①ゴルフ場、②大規模レクリエーション施設、③県の事業、④市町村の事業

地域産廃協の活動

恵那地域産業廃棄物処理推進協議会

当協議会は、「恵那地域における産業廃棄物を排出する事業者等が連携し、その適正な処理を図るための自主的活動を推進するとともに、市町村廃棄物処理事業並びに土地利用との整合を図り、もって地域の環境保全と公衆衛生の向上に寄与する。」とする目的で、昭和52年3月25日に県内の協議会では、一番初めに設立されました。現在会員数44社で構成され、その内訳は、正会員43社（排出事業者34、処理業者9）賛助会員1社です。年会費8,000予算額約40万円で運営しています。

平成6年度の協議会活動状況は、7月18日に総会を恵那総合庁舎大会議室で行い、引き続き総会終了後、近藤環境整備課産業廃棄物係長に「岐阜県第4次産業廃棄物処理計画について及び最近の産業廃棄物情勢について」と題して講演会を開催しました。近藤講師には、大変お忙しい中遠路お出でいただき熱心な講演をいただき誠にありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げます。また、恒例になっています総会終了後の懇親会は、保健所長を交え、会員、市町村担当課長等で新装なった蛭川村の紅岩山荘で行い、廃棄物処理について情報交換や会員相互の親睦を深めました。

研修会として10月8日(土)大垣市競輪場において行われた「地球環境まつり」へ役員と事務局員が参加するとともに協議会員に参加を呼び掛けました。

10月17日(月)～18日(火)には、千葉県の幕張メッセで行われていた「ウエステック'94」へ岐阜県環境保全協会の計らいにより会長と保健所職員が参加させていただきました。宿泊地幕張プリンスホテルでは、薬学博士渡辺憲人氏の講演「石灰系地盤安定材の開発と廃棄物処分場における応用」を

聴き、その後懇親会に参加させていただきました。参加者は、理事長始め保全協会役員、地域産業廃棄物処理協議会の会長、保健所の担当者であり、普段なかなか顔を合わせ親しく話をする機会のない方々であったので、懇親会会場はもとより、街の明かりが絶景なホテルの展望においての二次会でも大いに盛り上りました。18日の「ウエステック'94」の視察は会場狭しと国内はもとより世界各地から出展され、単に廃棄物の処理施設だけではなく廃棄物のリサイクルを企業戦略とする国際的な会社が出展されていたこと等は、環境や廃棄物に対して大企業が、真剣に取り組み始めている事の表れであると考えると廃棄物行政に携わってきた者にとっては、喜ばしい事だと思うと同時に、我々の回りで行われている廃棄物の不法投棄や不適正処理の現実に一抹の寂しさを感じたところであります。

11月10日(木)～11日(金)には、当協議会最大の行事であります実地研修会を会員20名の参加により実施しました。当協議会は、毎年1泊2日の実地研修会を役員の宿泊場所、マイクロバスの手配の協力により、実施しています。初日は、長野県小諸市にある(株)藤総業浅間クリーンセンターの一般・産廃全品目処理と銘打つ最新の中間処理施設と最終処分場を備える廃棄物処理工場です。浅間山を見上げる静寂な土地に精密工場ではないかと見間違えるような建屋の中で、焼却、破碎、粉碎、選別、混練等の中間処理を行い、極力リサイクルすることに力を入れていることがうかがえる施設である。また、小規模ではあるが、建屋の中に廃水処理施設のない管理型の最終処分場を設置している。機会があれば、見学に行く価値のある施設であると思います。宿泊は、当協議会の役員である

三菱電機㈱の保養所を利用させていただきました。保養所とは言うものの信州の素晴らしい保養地に最新式のホテルといえるもので、上品な夕食をいただきました。2日目は、サントリーのウイスキー工場と諏訪郡富士見町の南諏訪衛生施設組合衛生センターの「高負荷脱窒素膜分離処理方式」のし尿処理施設を視察しました。

最後に、当協議会の機関紙「恵那産協だより」について紹介します。発行は年1回A4判4ページで実地研修会報告、管内の廃棄物状況、トピックス等で構成されています。

1月17日に発生した阪神大震災の被害者に対して当協議会として義援金5万円を送らせていただきました。

きました事を紙面にお借りして紹介させていただきます。



産廃中間処理施設の前での一行

ご存知ですか

産業廃棄物賠償責任保険

—最終処分場・中間処理施設の第三者賠償責任保険—

この保険制度は、社団法人全国産業廃棄物連合会が損害保険会社と提携して開発した産業廃棄物処理業者のための団体保険で、既に全国の数多くの処理業者が加入しています。

この保険の仕組みは、産業廃棄物処分業者が、その事業の用に供している最終処分場又は中間処理施設の管理又は業務遂行上のミスに起因する事故により他人の身体、財産に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合にその損害を補償するもので、内容の概要は次のとおりです。

処分業者の方は、加入をご検討ください。

1. 本制度の特色

- (1) 安い掛金で大きな補償が得られる。
- (2) 掛金は全額損金処理できる。
- (3) 補償は、事故に対する賠償金はもちろん裁判、弁護士費用も対象となる。
- (4) 閉鎖した最終処分場も一定の条件のもとに閉鎖後5年以内は対象となる。

(5) 周辺住民への信頼を高めることにもなる。

2. 加入対象者

全国産業廃棄物連合会傘下の処分業者（本県では当岐阜県環境保全協会会員である処分業者）

3. 対象となる施設

被保険者（加入処分業者）が所有、使用又は管理する最終処分場又は中間処理施設

4. 有効期退

毎年4月1日から1年間。中途加入の途もあり。

5. 本制度の問い合わせ先

内容の詳細又は加入についての問い合わせは、下記まで（岐阜県の場合）

日本火災海上保険株岐阜支店営業推進課

岐阜市都通り4-8

T E L 058-253-9811

指導要綱に基づく諸規程の一部改正について

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱(平成2年岐阜県告示第202号、一部改正平成5年同告示第398号)に基づく諸規程の一部が次とおり改正されました。

1 参考、省令様式の一部改正

平成6年12月28日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(省令)が一部改正されたことに伴うもので、参考・省令様式中様式第28号、31号、32号、33号及び34号の用紙規格がB版からA版に改められた。(H 7. 1. 11 (県)環整第283号による。)

(註) この用紙規格は、今後、全てA版に統一されることとなるが、県等で作成されている現にある用紙については、当分の間使用することができるとされている。

2 管理指針の表一 放流水維持管理目標値の一部改正

平成5年12月27日付けで水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める総理府令が一部改正されたことに伴うもので、廃棄物処理施設からの放流水に含まれる有害物質にかかる排水基準値が一部の物質について強化された。(H 6. 5. 23 (県)環整第87号による。)

3 処理委託指針の別記の「産業廃棄物処理委託契約書(参考例文)」の全部改正

平成6年7月29日付け衛生第66号厚生省産業廃棄物対策室長通知により「産業廃棄物処理委託標準契約書」が示されたことに伴うもので、従来の「産業廃棄物処理委託契約書(参考例文)」を「産業廃棄物処理委託標準契約書」とし、収集運搬用、処分用及び収集運搬及び処分用とも、それぞれ内容が全部改正された。(H 6. 8. 5 (県)環整第162号による。)

今回の改正による改正後の「産業廃棄物処理委託標準契約書」は、別記のとおりです。

(註) さきに、本誌第21号(平成6年9月25日発行)の20ページにおいて、処理委託契約書の「ひな型」には「岐阜県版」と「厚生省版」それに「建設版」の三種類が出ていることを紹介しましたが、今回の改正では、「岐阜県版」を廃して「厚生省版」を採用したことになります。

なお、契約書「ひな型」の性格、取扱等については、本誌第21号(平成6年9月25日発行)20ページの「産業廃棄物処理委託標準契約書について」を参照してください。

備考 上記の諸規程の改正を踏まえた「(規程集)岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」の改訂版(第2版)を3月30日付けで発行します。詳しくは本号38ページをご覧ください。

別記

産業廃棄物処理委託標準契約書

内容：

様式 1. 産業廃棄物処理委託標準契約書 [収集・運搬用]

様式 2. 産業廃棄物処理委託標準契約書 [処分用]

様式 3. 産業廃棄物処理委託標準契約書 [収集・運搬及び処分用]

※各様式は、平成 6 年 7 月 29 日付、衛产第 66 号厚生省産業廃棄物対策室長通知により示された「産業廃棄物処理委託標準契約書」の各様式にそれぞれ第 1 条として「総則」を追加整理したものである。

取扱い上の注意：

1. 標準契約書は、産業廃棄物処理委託を行う際に必要である委託契約書のひな型である。
2. 標準契約書中の条文に①、②と番号が付されている場合は、個々の契約の実状に照らして適切な条文を選択して用いること。また委託契約書には、選択した条文のみを記載し、それ以外を記載しないこと。
3. 実際の契約の条件によっては、様式 1 第 3 条第 1 項(2)、様式 2 第 3 条第 1 項(4)及び、様式 3 第 3 条第 1 項(3)を委託契約書に載せなくても良い。
4. 様式 3 は、収集・運搬業務と処分業務を同一の産業廃棄物処理業者に委託する場合にのみ用いること。

様式 1

産業廃棄物処理委託標準契約書

[収集・運搬用]

排出事業者 : (以下「甲」という。) と、

収集運搬業者 : (以下「乙」という。) は、

甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第 1 条 (総則)

甲、乙双方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」並びに関係法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理の確保に努めるとともに、この契約を誠実に履行しなければならない。

第 2 条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

許可都道府県・政令市: _____ 許可都道府県・政令市: _____

許可の有効期限: _____ 許可の有効期限: _____

事業の範囲: _____ 事業の範囲: _____

許可の条件: _____ 許可の条件: _____

許可番号: _____ 許可番号: _____

2 (委託する産業廃棄物の種類及び数量)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類: _____

数量: _____

3 (搬入先)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の処分業者の事業場に搬入する。

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名): _____

住所: _____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業の区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

事業場の名称：_____

所在地：_____

4 (積替保管)

- ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替え、保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第8条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。

5 (再委託)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託しない。ただし、契約期間中に、収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合は、乙は、甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従い収集・運搬業務を再委託することができる。

この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

6 (マニフェスト)

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付する。乙は、このマニフェストを産業廃棄物とともに処分業者へ回付する。

第3条 (義務と責任)

1 (甲)

- (1) 甲は、乙の要求に従い、収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状(形状、成分、有害物の有無、臭気)、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。
- (2) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：_____

提示する時期又は回数：_____

2 (乙)

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する事業場における荷降ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。

この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

- (2)(1) 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。た

だし、業務終了報告書は、マニフェストB票の写しで代えることができる。

② 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。

第4条（手数料・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する委託手数料については、甲と乙において別に定める。
- 2 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務についての消費税は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙からの委託手数料の請求に対し、別に定める方法により支払う。

第5条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏えいしてはならない。

当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第6条（契約の解除）

- 1 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

第7条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度当事者が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第8条（契約期間）

- ① この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1か月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとする。その後も同様とする。
- ② この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

様式 2

産業廃棄物処理委託標準契約書

[処分用]

排出事業者

: (以下「甲」という。) と、

処分業者

: (以下「乙」という。) は、

甲の事業場から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（総則）

甲、乙双方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」並びに関係法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理の確保に努めるとともに、この契約を誠実に履行しなければならない。

第2条（委託内容）

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業の区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2 (委託する産業廃棄物の種類及び数量)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類：_____

数量：_____

3 (処分の場所及び方法)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____

所 在 地: _____

処分の方法: _____

4 (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の前項に指定する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名): _____

住 所: _____

許可都道府県・政令市: _____ 許可都道府県・政令市: _____

許可の有効期限: _____ 許可の有効期限: _____

事業 の 範 囲: _____ 事業 の 範 囲: _____

許 可 の 条 件: _____ 許 可 の 条 件: _____

許 可 番 号: _____ 許 可 番 号: _____

5 (保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第8条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

6 (再委託)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託しない。ただし、契約期間中に、処分業務を他人に委託する必要が生じた場合は、乙は、甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従い処分業務を再委託することができる。

この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

7 (マニフェスト)

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し交付する。乙は、産業廃棄物の搬入の都度、回付されたマニフェストを確認する。

第3条 (義務と責任)

1 (甲)

(1) 甲は、乙の要求に従い、処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状(形状、成分、有害物の有無、臭気)、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。

(2) 甲は、処分を委託する産業廃棄物に処分に支障を生じさせるおそれのある物資が混入しないよう注意する。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。この場合において甲は委託手数料の支払義務を免がれず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任するものとする。

(3) 甲は、甲の排出した産業廃棄物を乙の事業場へ適正に搬入するために、適正な委託契約のもとで、収集運搬業者を指図し監督する義務を負う。

(4) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号)による試験

を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : _____

提示する時期又は回数 : _____

2 (乙)

- (1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、乙の事業場における受入れから、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。

この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

- (2) 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD票で代えることができる。

- (3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第4条 (手数料・消費税・支払い)

- 1 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託手数料については、甲と乙において別に定める。
- 2 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務についての消費税は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙からの委託手数料の請求に対し、別に定める方法により支払う。

第5条 (機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏えいしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第6条 (契約の解除)

- 1 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度当事者が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第8条 (契約期間)

- ① この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、
期間満了の 1か月前までに、当事者的一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないか
ぎり、同一条件で更新されたものとする。その後も同様とする。
- ② この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

様式 3

産業廃棄物処理委託標準契約書

[収集・運搬及び処分用]

排出事業者

: (以下「甲」という。)と、

収集運搬及び処分業者

: (以下「乙」という。)は、

甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (総則)

甲・乙双方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」並びに関係法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理の確保に努めるとともに、この契約を誠実に履行しなければならない。

第2条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市: _____ 許可都道府県・政令市: _____

許可の有効期限: _____ 許可の有効期限: _____

事業の範囲: _____ 事業の範囲: _____

許可の条件: _____ 許可の条件: _____

許可番号: _____ 許可番号: _____

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市: _____

許可の有効期限: _____

事業の区分: _____

産業廃棄物の種類: _____

許可の条件: _____

許可番号: _____

2 (委託する産業廃棄物の種類及び数量)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類：_____

数量：_____

3 (処分の場所及び方法)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____

所 在 地：_____

処分の方法：_____

4 (積替保管)

① 乙は、前項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物の保管を行わない。前項の事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第8条で定める契約期間内に確實に処分できる範囲で行う。

② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替え、保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、第8条で定める契約期間内に確實に処分できる範囲で行う。

5 (再委託)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務又は処分業務を他人に委託しない。ただし、契約期間中に、収集・運搬業務又は処分業務を他人に委託する必要が生じた場合は、乙は、甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従い収集・運搬業務又は処理業務を再委託することができる。

この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除する。

6 (マニフェスト)

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し乙に交付する。

第3条 (義務と責任)**1 (甲)**

(1) 甲は、乙の要求に従い、収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状(形状、成分、有害物の有無、臭気)、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。

(2) 甲は、処分を委託する産業廃棄物に処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、乙は委託物の引き取りを拒むことができる。この場合において甲は委託手数料の支払い義務を免がれず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任するものとする。

(3) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : _____

指示する時期又は回数：_____

2 (乙)

(1) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。

この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(2)① 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務についてはマニフェストB票の写しで、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

② 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務についてはマニフェストB2票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

(3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第4条（手数料・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する委託手数料については、甲と乙において別に定める。
- 2 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務についての消費税は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙からの委託手数料の請求に対し、別に定める方法により支払う。

第5条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏えいしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第6条（契約の解除）

- 1 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

第7条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、

その都度当事者が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第8条（契約期間）

- ① この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1か月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとする。その後も同様とする。
- ② この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 印

乙 印

大臣認定 産業廃棄物処理関係各種講習会

平成7年度の開催日程

平成7年度の厚生大臣認定の「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会」、「産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」の開催日が決まりました。

その開催日程の近県の一覧は、別表1、別表2及び別表3のとおりです。

受講希望者は、希望する講習会により、それぞれの講習会実施都道府県の産業廃棄物協会へ申し込んでください。

受講希望者は、当協会又は各県立保健所（岐阜市の場合は、岐阜市環境総務課）から実施要領を取り寄せ、希望する都道府県の産業廃棄物協会へ申し込んでください。この場合、予め電話で問い合わせ予約等の手続き経てから申し込んでください。

岐阜県で実施する講習会とその申込み手続

平成7年度において本協会で実施する講習会の開催日程と受講申込みの手続きは次のとおりです。

第1 講習会の開催日程

講習会の種別			開催期日	定員	会場
産業廃棄物 処理業	新規 許可	収集 運搬	平成8年2月6日・7日	150名	サンレイラ岐阜
	更新許可	収集運搬	平成8年2月8日・9日	150名	
			平成7年5月18日	120名	水産会館
特別管理産業廃棄物管理責任者			平成7年5月19日	150名	サンレイラ岐阜

第2 受講申込み手続き

- 受講の申込みは、どの講習会も4月1日から行います。受講を希望される方は予め当協会に電話で問い合わせ、受講予約をしてください。
- 各講習会とも受講申込者が定員に達したときは、受付を停止いたします。
- 受講の予約をされた方は、1週間以内に「受講申込書」を本協会へ提出してください。期限までに提出されない場合は、辞退されたものとして処理します。

第3 実施要領の配布

- 講習会の「受講申込書」は講習会の「実施要領」に縫じ込んでありますので、受講希望者は「実施要領」を当協会又は各県立保健所（岐阜市の場合は岐阜市環境総務課）で入手してください。
- 「実施要領」の送付を希望される方は、270円の切手を貼付し、送付先を明記した角3型封筒を添えて当協会あてお申し込みください。
- 講習会に関しての問い合わせ先

〒500 岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内

社団法人 岐阜県環境保全協会

TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

別表1 産業廃棄物処理業新規許可講習会

府県	産業廃棄物処理業				特別管理産業
府県	廃棄物	収集運搬	処分	運搬	業種
富山	9/12・13				
石川					
福井	12/5・6				
山梨	8/29・30				
長野					
岐阜	2/6・7	2/8・9			
静岡	11/1・2				
愛知	7/13・14	11/15・16			5/16~19
三重	5/10・11	10/12・13	12/5~8		
滋賀	7/18・19	11/14~17			9/19~22
京都	5/18・19				
大阪	6/27・28	7/17~20	12/19・20		2/13~16 3/25~30
	9/13・14	1/23~26	3/13・14		
兵庫	6/14・15	11/8・9	9/26~29		7/11~14 9/4~9
奈良	6/8・9	10/5・6	6/20~23		11/7~10
和歌山	8/10・11				



は収集運搬課程



は処分課程

※ 表中「9/12」の表記は、9/は月を示し、/12は日を示す。この場合1/から3/までは平成8年の1月から3月までを示す。（以下別表2及び表3において同じ。）

お知らせ

別表2 産業廃棄物処理業更新許可講習会

県区分 府県	収集	運搬業	処分業
富山	11/14		11/15・16
石川	6/2		
福井			
山梨	9/14		
長野	6/20		
岐阜	5/18		
静岡	8/2	2/14	2/15・16
愛知	1/18	1/19	1/30・31
三重	5/9		
滋賀	5/9		
京都	5/17		
大阪	5/12 7/21	11/1 1/22 3/15	8/28・29
兵庫	6/16	11/7	10/26・27
奈良	6/7		5/9・10
和歌山		-	-

別表3 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

府県	開催期日		
富山			
石川			
福井			
山梨	1/12		
長野	9/20		
岐阜	5/19		
静岡	8/3		
愛知	5/12	10/26	
三重	7/11	2/22	
滋賀	5/10		
京都	10/19	10/20	
大阪	6/29 8/30	8/31 11/2	2/20
兵庫	7/6	7/7	
奈良	9/27	9/28	
和歌山	6/8		

お知らせ

規程集「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」第2版を発行

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年県告示202号、一部改正平成5年県告示398号）とこれに基づく諸規程を収録した標題の規程集は、平成5年6月の発行以来、産業廃棄物業務に携わる者の必携の書としてご愛用いただいているところであります。このたび、前掲（22ページ）のような関係諸規程の一部改正を踏まえ、第2版を平成7年3月30日

付けで発行することといたしました。

購入をご希望の方は、当協会又は最寄りの県立保健所（窓口：環境衛生係）でお求めください。

送付を希望される方は、代金に送料を添えて、直接に当協会へお申し込みください。（保健所では送付の取扱いはいたしません。）

価格 1冊 2,000円

送料 1冊 340円

ラブ・アースぎふ運動シンボルマーク

このマークは、県民・事業所・行政が一体となって「日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」に取組む環境保全活動「ラブ・アースぎふ運動」を推進し、環境にやさしい共生社会の構築を目指して作成したものです



緑の地球を男女二人がやさしく包むことで、共生・循環型の社会を構築し、岐阜県が世界に向けて環境を保全していく姿を表します

緑色は本県の豊かな自然や健康で安全な社会をイメージし、
青色は清らかな「水」、さわやかな
「空気」をイメージし、
全体で快適な環境を将来の世代に継承することを表しています

マーク使用

- (1) マークは、カラーまたは単色で使用でき、大きさも自由で、使用上の手続きも不要です。
- (2) マークは、図の下などにラブ・アースぎふ運動やブルーリバー作戦など環境関連の「標語」「呼びかけ」などを載せて使用できます。
- (3) マークは、「再生紙を使用して作成された印刷物」に使用するほか、次のように幅広く活用してください。
 - 環境保全に関するリーフレットや冊子等の印刷物
 - 環境保全に関するビデオ等の映像
 - 環境保全に関する看板、のぼりなどの広告媒体
 - ファックス送付書、封筒、名刺
 - その他

岐阜県環境保全推進本部〔事務局 衛生環境部環境管理課〕

皆さんの投稿をお待ちしています

本誌は、皆さんの機関誌として必要な情報の提供に努めています。新年度から各号を増頁して内容の一層の充実を図るほか、より親しみのある誌面とするため「読者の声」欄を設け、広く会員、関係者からの投稿を掲載することといたします。

協会の運営・活動、産業廃棄物処理の問題、皆さんの企業、団体の活動状況等何でも結構です。どしどしご意見、近況等をお寄せください。

投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字数 400字詰原稿用紙で2~4枚程度
2. 締切 毎年2月末日、5月末日、8月末日及び11月末日の4回
3. 送先 当協会事務局

参考 本誌の配付先 会員、県内排出事業者（約500社）、県下全市町村他

編集後記

○本年1月26日に岐阜県産業廃棄物問題懇話会から県に対して、本県の産業廃棄物処理への公共関与の在り方について提言がありました。

産業廃棄物処理への公共関与は、平成3年の廃棄物処理法の改正により、その典型的形態ともなるべき「廃棄物処理センター」が法定され、以降今日までに7つの府県がこのセンター指定を受けて事業化に取り組んでいます。

今回の提言により、提言とはいっても本県の公共関与も実現に向けて一步前進したといえます。

○そこで、本号では「産業廃棄物処理への公共関与」について特集しました。

巻頭に県衛生環境部長さんから、「地球環境構造も取り入れたモデル的施設」としての公共関与処理施設の設置を推進するとの意向の表明をいただき、また、環境整備課からは、公共関与実施に向けた新年度の事業の取組みと「公共関与」の正しい理解のために長大な解説をいただきました。

産業廃棄物処理への公共関与の実現は、協会設立以来の念願でありました。協会としても独自の立場から公共関与の在り方を検討し、県の第4次産業廃棄物処理計画さらには理事長が協会を代表して懇話

会に参加されるなど、県計画あるいは懇話会提言に少なからず協会の意向を反映させてきました。

いずれにいたしましても、本県における公共関与は、この提言により、その実現に向けて大きく前進しました。とはいえ、まだほんの緒についたばかりで、今後、事業開始までには、候補地の選定、用地取得さらには莫大な建設資金の調達等幾多の解決すべき課題が山積しています。

排出事業者、処理業者、行政の三位一体の協会の立場からの協力が益々必要となってきます。県ご当局もそれを期待されています。

会員、関係者の一層のご理解とご支援をお願いする次第であります。

○私事にわたって恐縮ですが、この編集子、本誌に関わってから、はやくも3年が経ちました。この間12冊を編み、会員の皆さん始め関係者の方々に少しでも役立つ情報の提供をと努めてましりましたが、果たしてそれが達せられたかどうか、振り返ってみて、誠に心もとないものを禁じ得ません。

ご指導、ご支援をいただいた編集委員始め会員の方々、行政ご当局の方々に対して深く感謝申し上げます。

（事務局 武藤）

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 浅野 勇

委員 坂井 修 川合 清和 中尾 勝
野々村 清 野村 清晴 山口 繁

（この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。）



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成7年3月25日発行	第23号
編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会	
理事長 小瀬洋喜	
〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階	
TEL <058> 272-9293	
FAX <058> 272-6764	
印刷 共和印刷株式会社	